第10877号 平成 14 年 8 月 21 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

·····(高齢保健福祉課) 1 熊本県生活環境保全施設等整備資金あっせん要項の一部を改正する要 項 土地収用法に基づく事業の認定 (環境保全課) 熊本県文書管理システム開発業務委託に係る競争入札参加者の資格等 ……(私学文書課) 4 定款变更認可 (農村計画課) 5 特定非営利活動法人の設立の認証の申請・ (県民生活総室) 5 6 6 熊本県農政部標準積算システム Ver.2 用関連機器の借入れに係る一般競 ----------------------(農村計画課) 争入札の実施・ 熊本県文書管理システム開発業務委託に係る一般競争入札の実施 (私学文書課) 8 (河 川 課)10 載 依 頼 熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器等の借入れに係る 一般競争入札による落札者等の決定 ……………………………(警察本部)10 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (教育委員会) 11 熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則 (") 11 熊本県就学前教育振興対策協議会の会議の開催 (熊本県就学前教育振興対策協議会) 13

告 示

熊本県告示第624号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業 所を次のとおり指定した。

平成 14 年 8 月 21 日

子 熊本県知事 谷

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
島津介護研究所	医療法人社団清礼会	平成14年8月6日
熊本市田崎本町2番2号		

熊本県告示第625号

熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん要項の一部を改正する要項を次のよう に定める。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮

熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん要項の一部を改正する要項 熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん要項(平成 5 年熊本県告示第 630 号) の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「融資資金」の次に「及び取扱金融機関」を加える。 第3条第2項中「取扱金融機関」を「肥後銀行及び熊本ファミリー銀行」に、「200パーセント以上」を「300パーセント以上、商工組合中央金庫熊本支店は200パーセント以上」に改め、同項を第3項とし、同項を第1項の次に次の1項を加える。

前項の資金の取扱金融機関は、肥後銀行、熊本ファミリー銀行及び商工組合中央金庫 熊本支店とする。

第 4 条を削る。 第 5 条第 1 号ア中「公害防止施設」の次に「、一般廃棄物処理施設」を加え、同条を第 4 条とする。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1 号の次に次の1号を加える。

(2)一般廃棄物処理施設の設置等に要する費用

(2) 一般廃棄物処理施設の設直寺に安する賃用 第6条を第5条とする。 第7条第1号ア中「第3号、第4号又は第5号」を「第2号又は第4号から第6号」に 改め、イ中「第2号」を「第3号」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。 第9条中「公害防止施設」の次に「、一般廃棄物処理施設」を加え、同条第1号中「公 害防止者

条とする。 第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り上げる。 第 16 条第 3 号中「公害防止施設」の次に「、一般廃棄物処理施設」を加え、同条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とする。

別表を次のように改める。

種 類	施設名等 ()は処理能力	備考
公害防止施設	ばい煙処理施設	「高燃焼能力焼却炉」は、燃焼能力に優れ
	粉じん防止施設	た公害防止型の焼却炉をいい、生産に伴い
	汚水処理施設	生じる廃棄物を自己焼却するために設置す
	騒音防止施設	る焼却炉とする。
	悪臭防止施設	
	振動防止施設	
	フロンガス回収装置	
	高燃焼能力焼却炉	
	低騒音型の騒音発生施設	
	ディーゼル微粒子除去装置	
	公害防止対策上必要と認められる施設	
一般廃棄物処	ごみ処理施設	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の
理施設	焼却施設(1 時間当たりの処理能力が	規定に適合するものであり、構造等の審
	200kg 以上又は火格子面積が 2㎡ 以上のも	査において適当と認められるものである
	Ø)	こと。
	他のごみ処理施設(5t/d 以上のもの)	2 他法令の基準を満たすものであること。
		3 環境に支障を及ぼさないよう附帯施設
		の設置等必要な措置が講じられているこ
		と。
	し尿処理施設(別に知事が定めるもの)	放流可能な水質まで処理する施設である
		こと。
	一般廃棄物の最終処分場及び附帯する施設	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物
		の最終処分場に係る技術上の基準を定める
		命令の規定に適合するものであること。
	最終処分場	
	浸出液処理施設	放流可能な水質まで処理する施設である
		こと。
産業廃棄物処	産業廃棄物の中間処理施設	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の
理施設	汚泥の脱水施設 10 m ³ /d を超えるもの)	規定に適合するものであり、構造等の審
	汚泥の乾燥施設(10 m ³/d を超えるもの)	査において適当と認められるものである ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	汚泥の焼却施設 (5 m ³/d を超えるもの)	こと。
	油水分離施設 (10 m ³/d を超えるもの)	2 他法令の基準を満たすものであること。
	廃油の焼却施設(1 m ³/d を超えるもの)	3 環境に支障を及ぼさないよう附帯施設
	廃酸・廃アルカリの中和施設 (************************************	の設置等必要な措置が講じられているこ
	(50 m³/d を超えるもの)	٤.
	廃プラスチック破砕施設(5t/d を超える	
	(もの)	
	廃プラスチック焼却施設(0.1t/d を超え	

3

_	平成 14平 0 月 2		新
		るもの) シアン化合物分解施設 産業廃棄物の焼却施設(0.2t/H を超える もの)(汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設 及び廃プラスチックの焼却施設を除く。)	
		産業廃棄物の最終処分場及び附帯する施設 安定型処分場(3,000㎡以上) 管理型処分場(1,000㎡以上) 遮断型処分場 浸出液処理施設 雨水遮断用屋根	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に適合するものであり、構造等の審査において適当と認められるものであること。 放流可能な水質まで処理する施設であること。 雨水遮断効果が十分であると認められる施設であること。
	産業廃棄物処 理の再生利用 ・資源化施設 自然エネル	建設廃材等の再生プラント、堆肥化施設など産業廃棄物の再生利用・資源化を目的とした施設 太陽光発電施設	NEW COOK CO.
	ギー、未利用 エネルギー、 省エネルギー 施設	風力発電施設 太陽熱利用施設(ソーラーシステム) 余熱利用システム(ごみ廃熱、工場廃熱) 熱電供給システム(コージェネレーション) その他エネルギーの有効利用及び省エネ ルギーを目的とした施設(地球温暖化防止	
	地下水保全施 設	に資するものに限る。) 水量測定器 汚染地下水の浄化施設 雨水浸透施設 その他地下水保全上必要と認められる施設	

別記第1号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、「公害防止施設」の次に「、 - 般廃棄物処理施設」を加える。

別記第2号様式その1中「第10条関係」を「第9条関係」に改める

別記第2号様式その2中「第10条関係」を「第9条関係」に、「が決定された」を「を 決定した」に改める。

別記第3号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に改める。

別記第4号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

別記第5号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。

別記第6号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に、「いただきました」を「通知が

ありました」に改め、「公害防止施設」の次に「・一般廃棄物処理施設」を加える。 別記第7号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に、「いただきました」を「通知がありました」に改め、「公害防止施設」の次に「・一般廃棄物処理施設」を加える。 附

この要項は、 告示の日から施行する。

- この要項の施行の日以前に改正前の熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん 要項の規定により貸付決定を受けた生活環境保全施設等整備資金の貸付けについては、 なお従前の例による。
- この要項の施行の際現に改正前の熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん要 項の規定によりなされている申請については、改正後の生活環境保全施設等整備資金融 資あっせん要項の規定によりなされた申請とみなす。

熊本県告示第626号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、 同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 起業者の名称 岱明町
- 事業の種類 岱明町学校給食センター建設事業 2
- 3 起業地

- 熊本県玉名郡岱明町大字山下字池平地内 収用の部分
- (2) 使用の部分 なし
- 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岱明町役場

熊本県告示第627号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 14 年 8 月 21 日

子 熊本県知事 潮 谷

調達物品及び数量

記念を記念の 文書管理システム開発業務 一式 ただし、パッケージソフトを使って開発を行う場合は、当該パッケージソフトの使用 許諾についても文書管理システム開発業務一式に含めるものとする。

競争入札の参加者の資格

本競争入札には、文書管理システム開発業務の受託を希望する者による単独での参加 のほか、パッケージソフトを使って開発を行う場合は、文書管理システムの開発者と当 該パッケージソフトの使用許諾ができる者(以下「使用許諾者」という。)との2者で 結成する共同企業体による参加もできるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げ る要件のすべてを、共同企業体による参加の場合は次の(2)に掲げる要件のすべてを 満たすことを条件とする。

(1)単独参加の場合

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に 関する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。)による審査 のうえ、情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等及びOÁ機器類リー ス・レンタルの入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、要綱の施行に伴い廃止された情報システム関連委託契約に係る一般競争 入札参加資格審査要綱(平成 14 年熊本県告示第 152 号)及びリース・レンタル契 約に係る 一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成 14 年熊本県告 示第48号)に基づく入札参加資格を有する者は、要綱の規定に基づく入札参加資 格を有すると決定された者とみなす。

- 過去 5 年間に 1,000 人以上のユーザーが利用するイントラネットによる複数の 情報システムを一体として開発した実績を有する者であること。
- 過去 5 年間に国の各府省等(内閣府、宮内庁、人事院、会計検査院、内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国 家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関)、都道府 県又は政令指定都市にお いて電子決裁機能を有する行政内部事務システムを開 発した実績を有する者であること。 システムアナリストの資格を有する者(情報処理の促進に関する法律(昭和 45
- 年法律第90号)第6条に定める情報処理技術者試験のうちシステムアナリスト試 験に合格したものをいう。)又はこれと同等以上の資格を有する者を当該業務に 従事させることができる者であること。
- 共同企業体による参加の場合
 - 共同企業体を結成する2者のうち文書管理システムの開発者は、次の(ア)か ら(ウ)に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (ア) 要綱による審査のうえ、情報システムに関する企画、設計、開発、維持管 理等の入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、要綱の施行に伴い廃止された情報システム関連委託契約に係る一般 競争入札参加資格審査要綱(平成 14 年熊本県告示第 152 号)に基づく入札参 加資格を有する者は、要綱の規定に基づく入札参加資格を有すると決定され た者とみなす。

(イ) 2の(1)イからエの要件をすべて満たす者であること。

- (ウ) 本競争入札への単独参加又は他の共同企業体による参加を行っていない 者であること。
- 共同企業体を結成する2者のうち使用許諾者は、要綱による審査のうえ、OA機 器類リース・レンタルの入札参加資格を有すると決定され、かつ、本競争入札へ の他の共同企業体による参加を行っていない者であること。

なお、要綱の施行に伴い廃止されたリース・レンタル契約に係る一般競争入札 及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成 14 年熊本県告示第 48 号)に基づく入 札参加資格を有する者は、要綱の規定に基づく入札参加資格を有すると決定され たものとみなす。

その他

2の(1)ア、2の(2)ア(ア)及び2の(2)イに掲げる要件を満たしていない者で本競争入札に参加を希望するものは、4により必要書類を提出して入札参 加資格審査を受け、3の競争入札参加資格確認申請書を提出する時までに要綱による入札参加資格を得ること。

競争入札参加資格確認申請書の提出 3

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

詳細は、入札説明書による。

(1) 提出期間

平成 14 年 8 月 23 日(金)から平成 14 年 9 月 13 日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

熊本県総務部私学文書課

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 3204

(3) 提出方法

3の(2)の場所への持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 要綱による競争入札参加資格を得るための申請方法

(1) 申請の方法

2の(1)ア、2の(2)ア(ア)及び2の(2)イに掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、資格審査を受けて入札参加資格を得るため、要綱の所定の入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、4の(2)の場所への持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6349

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 14 年 8 月 23 日(金)から平成 14 年 9 月 6 日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が3の競争入札参加資格確認申請に間に合わず、結果的に本競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

ア 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 16 年 9 月 30 日までとする。

イ 有効期間の更新手続

4の(4)アの有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査の申請の受付を平成16年7月1日から平成16年7月31日まで行う。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

公 告

熊本県公告第663号

下益城郡砥用町砥用町遠野土地改良区理事長吉田美好から平成 14 年 6 月 28 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 8 月 6 日付けで認可した。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第664号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成 14 年 6 月 30 日

2 名称

特定非営利活動法人サンシャインフォーラム熊本

3 代表者の氏名

濱田 宏陽

4 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市新生一丁目 22 番 11 号

5 定款に記載された目的

この法人は、熊本県民に対して、次世代を担う子どもたちと子どもたちが育つ家庭や 地域社会に焦点を当て、「家族、子育て、保育・教育、遊び・スポーツ・レクレーショ ン、健康、生活」の6つのテーマを中心とした社会教育の推進、子どもの健全育成、及び保健、医療又は福祉の増進、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、さらに国際協力の活動を目的とした特定非営利活動事業を行い、広い視野と夢を持ち、やる気と思いやりとを持つ活力ある子どもたちの育成、活力ある健全な家庭及び地域社会創りに寄与することを目的とする。

熊本県公告第665号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成 14 年 7 月 19 日

2 名称

特定非営利活動法人熊本県子ども劇場連絡会

- 3 代表者の氏名
 - 中田 尚子
- 4 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市本山一丁目6番9号白木ビル2階

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもの健全育成をめざし、熊本県の子どもと住民に対して、文化芸術活動への参加の促進を図るとともに、地域の文化芸術環境の創造を推進することにより、子どもの真の生きる力を育むことを目的とする。

熊本県公告第666号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニー水前寺店

熊本県熊本市水前寺一丁目 17番 29号

- 2 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 変更前 開店時刻午前9時 閉店時刻午後10時 変更後 開店時刻午前9時 閉店時刻午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 変更前 午前8時30分から午後10時30分まで 変更後 午前8時30分から午後11時30分まで
- 3 変更する年月日

平成 14 年 8 月 20 日

- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社サニー
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,221 平方メートル
- (3) 駐車場の収容台数
 - 58 台
- (4) 駐輪場の収容台数

24 台

(5) 荷さばき施設の面積

32 平方メートル

- (6) 廃棄物等の保管施設の容量 17立法メートル
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数2か所
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 5 届出年月日

平成 14 年 7 月 30 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成 14 年 8 月 21 日から平成 14 年 12 月 20 日まで

熊本県公告第667号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 熊本県農政部積算システム用パソコン及び関連機器(サーバ 14 セット及びプリンタ 14 セット) 1 式
- (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 14年 12月 1日から平成 18年 11月 30日まで
- (4) 納入期限 平成 14年 11月 30日
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては48月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約 入札心得(昭和 39 年告示第 420 号)の規定を準用する。

エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号(熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱)により、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札に参加できる者

2 に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 14 年 9 月 18 日午後 5 時 15 分までに熊本県農政部農村計画課検査・技術管理係へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を入札までに提出したもの

し、番直で支い、…… 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 熊本県農政部農村計画課検査・技術管理係(熊本県庁行政棟本館 9 階) 郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 電話番号 096-383-1111 内線 5501

(2) 入札説明書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 交付期限は、平成14年9月30日までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成14年10月1日 午後1時30分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階熊本県 入札室

(4) 入札書の提出方法

4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

5 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県農政部農村計画課検査・技術管理係(熊本県庁行政棟本館9階)

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 5501

6 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数(48月)を乗じた額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国(公団を含む。) 又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわ たって 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。
- (3) 契約保証金